

TOPICS

交通事故のないまちへ

交通安全計画案のご意見を

市では、長浜市の交通安全に関する目標や施策を示す「第8次交通安全計画」を策定しています。

計画案の主な内容は次のとおりです。

《計画期間》

平成18～22年度の5年間

《主な施策の概要》

道路交通環境の整備
機能に応じた道路の体系的整備を進め、他の交通機関と連携した道路整備を推進

《長浜市内の道路交通の現状》

市内での交通事故発生件数、死傷者数とも年々増加傾向にある

平成12年	発生件数 447件	死傷者数 594人
平成17年(増加数)	571件(124件)	829人(225人)

- ・65歳以上の高齢者が死者の半数を占める
- ・運転免許を保有する高齢者の増加
- ・交差点での事故が多く交通事故発生件数の51.7%を占める(県平均42%)
- ・県内全体的に、自動車乗車中の死者が多く、その多くはシートベルト非装着者

《計画目標》

交通事故の増加に歯止めをかけ、滋賀県の交通安全計画における県内の年間死者数「80人以下」の目標達成のため、市内の死傷者数を限りなくゼロに近づける。

交通安全思想の普及徹底

- ・交通安全教育の対象を幼児・小中学生・高校生・成人・高齢者・身体しがい者・外国人の7つに区分し、それぞれの教育目的を特性に応じて明確化
- ・高齢者の事故防止、シートベルト・チャイルドシートの着用徹底、飲酒運転の追放などを普及啓発活動の重点に定める

救助・救急体制の充実

- ・救助救急の増大と事故の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図り、関係機関相互の連携を強化
- ・第三者の応急手当による救命効果向上のため、講習会や普及啓発活動の推進

その他、交通事故防止のための調査研究や、鉄道事故発生時の救助救急体制、踏切事故防止のための整備推進など

しよがいがい者計画を策定中

計画案にご意見を

市では、しよがいがい者施策を総合的、計画的に進める「しよがいがい者計画」と「しよがいがい福祉計画」を策定中です。

《第4回策定委員会》

策定委員会は、どなたでも傍聴でき、文書で意見を述べられます。

【とき】2月8日(木) 午後1時から
【ところ】六角館ホール(勝町)

《パブリックコメント》市民意見募集

- ・【募集期間】2月9日(金)～3月8日(木)
- ・【募集方法】郵便やFAX、Eメールで
- ・【公開場所】計画案や策定委員会資料、実態アンケート結果は次の所でご覧いただけます。

- ・市ホームページ(計画案)
 - ・市役所本館1階の市政情報コーナー
 - ・東別館1階福祉課、各支所保健福祉課
- ※計画の概要は広報2月15日号に掲載予定

お問合せは、市福祉課しよがいがい福祉係 ☎65118
FAX ☎1767・email:fukushi@city.nagahama.shiga.jp

TOPICS

母子家庭等のお子さんに卒業支度金

母子家庭、父子家庭で、平成19年3月に中学校を卒業されるお子さんの保護者に、卒業支度金をお渡します。



- 【対象】中学校を卒業するお子さんが、平成19年3月1日現在、市内に住居登録を有する保護者
- 【支給金額】卒業されるお子さん1人につき3万円
- 【受付期間】2月2日(金)～28日(水)
- 【持ち物】申請者名義の預金通帳(郵便局以外)、印鑑
- 《申請先・お問合せ》
市子育て支援課子育て支援係 ☎65114
浅井支所保健福祉課 ☎4354
びわ支所保健福祉課 ☎5254



《第8次交通安全計画案の特徴》

- ・今回新たに定める施策は次のとおりです。
 - ・歩行者など交通弱者の視点に立った交通規制や道路環境の整備促進
 - ・積雪寒冷地域の除雪対策等の実施
 - ・交通安全に果たす家庭の役割が大きいことから、家庭向け広報の充実
 - ・自動体外式除細動器(AED)等を用いた第三者による応急手当の推進
- ※計画案の詳細は、市防災安全課窓口または市ホームページでご覧ください。

パブリックコメント

計画案にご意見を

- 【募集期間】2月1日(木)～3月2日(金) 消印有効
- 【資料の閲覧場所】市役所別館1階防災安全課 各支所地域振興課 市ホームページ
- 【提出方法】郵送、FAX、Eメールのいずれかで

※意見の提出は書面をお願いします。

※意見は公開する場合あり(個人情報除く)

【意見提出・お問合せ】

〒526-8501
長浜市高田町12番34号 長浜市防災安全課
☎6557・FAX ☎8555
email:bousai@city.nagahama.shiga.jp

い存ですか?

児童扶養手当と特別児童扶養手当

○児童扶養手当○

【対象】

・両親の離婚などで、父親と生計をともにしていない児童(18歳に達した日の最初の年度末までの児童、または20歳未満でしよがいがいのある児童)の母親や母親に代わって養育している人

・父親が一定のしよがいがいのある児童の母親

【手当額】

所得による
児童が1人の場合
月額9,850円～41,720円

《お問合せ》

子育て支援課子育て支援係 ☎65114
浅井支所保健福祉課 ☎4354
びわ支所保健福祉課 ☎5254

○特別児童扶養手当○

【対象】

・身体または精神に一定のしよがいがいのある20歳未満の児童を養育している人

【手当額】

しよがいがいの等級による
児童が1人の場合
1級・月額50,750円
2級・月額33,800円

《お問合せ》

福祉課しよがいがい福祉係 ☎65118
浅井支所保健福祉課 ☎4354
びわ支所保健福祉課 ☎5254

※いずれの手当も所得で支給されない場合あり